

# アクトン文書とその政治思想(2) - 完

野 田 裕 久

# アクトン文書とその政治思想(2) - 完

野 田 裕 久

目 次	
まえがき	
第1章 自由主義のキリスト教的基礎	
第1節 宗教のないしキリスト教的基調	
第2節 神・良心・自由の構造	
第3節 教会と国家 - カトリシズムの位置	
第2章 自由主義と保守主義	
第1節 序説	
第2節 保守主義の非自由主義的局面 (以上, 第21巻第1号)	
第3節 自由保守主義の展開	
第3章 民主主義, 社会主義, ナショナリズム	
第1節 民主主義への両面評価	
第2節 社会主義への両面評価	
第3節 ナショナリズム批判	
あとがき	(以上, 本号)

## 第3節 自由保守主義の展開<sup>1)</sup>

自由主義と保守主義とが両立する契機はある。その論理を敷衍するに、自由主義から見た「既得の自由の確保を保障する体制としての保守主義の実績」と、保守主義から見た「体制の保守のために不可欠な個人の自由の保障」との照応と相補の構図が見て取れようか。保守の観点から改革を是認または承認することにより、すなわち、同意に基づく自発的な服従を常に確保する限りで、その意味で個人の自由を一定程度以上に保障することで、体制の安定的な存続が可能となる。実際のところ、ウィッグ（自由党系、主として議会派）対トーリー

(保守党系、主として国王派)の相剋の故に、もしくはウィッグ対トーリーの相剋にも関わらず、それを潜り抜けて、自由保守主義はイギリスの政治文化のうちに定着していく。「アクトン文書」を瞥見しよう。

第1に、自由主義からする保守主義の要請に関してである。そもそも人間世界において意味ある自由とは、種々に条件づけられたそれである。いわば裸の自由とは、放縦や恣意や無秩序や弱肉強食の別名に他ならない。肝腎なのは「理念としての、享受された状態としての、確立された安定としての自由」(491)であり、「安全なくして自由なし」(492)なのである。「自由は多くの他の事象を含意する — 多くの条件に依存している。我々が自由を進歩の目的 — かつ本質 — だと言うとき、自由は他の事象の結果であるという意味なのである。それは自らが依存する事象と切り離されることはありえない。独立、文化、繁栄、文芸、宗教、健全な — 強力な — 世論、高い道德水準、長年にわたる歴史の訓練。実に多くの要素が寄与している所以である」(498)。こうして自由が多種多様な関係性のうちに育まれるとすれば、大方の人々の生活様式に違和感ない政治文化や政治体制は、かかる自由の確保を促すものであろう。「自然で習慣に基づく政府は作用しやすい。それは平均人、つまり理念によっては生活しない人々の手中に置かれている。それ故そこでは、政府を慣習に適合させることにより緊張は少ない。はるかに良いであろう理想主義的政府は、おそらく努力によって維持され力によって強要されることであろう」(512)。しかもなお自由の確保には長年月を要しもする。「摩擦を回復し精妙な均衡を打ち立てるには、時間が要求される。それ故、時間というものは、絶対主義にでなく、自由にとって求められるのだ。自由主義の自然な叫びである」(545)。

第2に、保守主義からする自由主義の要請に関してである。「あらゆる政治体制は変容と発展を必要とする。またそれに耐えうるだけの能力がある限りで称賛に値するのだ」(511)、「制度は自らの活力のために必要な資源を所有し発展させなければならない」(512)。人民の自由を認めず、改革の手立てを持たぬ体制は遂には持続しえない。体制内の正規の変革のルートがない以上、累積

して来るべき諸矛盾の解決には、革命 — 制御不能な暴力の運動しかありえないからである。「革命は改革の最大の敵である。それは賢明で正当な改革を不可能にする」(518)。種々の対立を所与の前提としつつこれを内包する政治体制こそ安定のうちに確立されていくというものである。「政党政治の秘訣はこうである。進歩を保障するとともに連続性をも保障すること。停滞を防ぎ、革命をも防ぐ。18世紀が17世紀と異なる点である。その偉大な革新は漸進的な進歩であった」(565)。体制の安全のためにこそ自由の保障は必須となる。「改革の運動についていえば、強権によって抑圧されたものは、いかに過激にせよ自己を公然と語る運動よりは、危険である」(511)。「連続性の法則、保守主義の基礎。絶対主義と区別される。絶対主義は連続的でないから。死者の支配である」(547)。

以上のような自由と保守との相互の要請、すなわち自由保守主義の信条は、イギリスの現実政治の党派としては、(トーリーに対する)ウィッグの自己意識として表出される。アクトンによるとウィッグの意味と特徴は以下の通りである。「定義：ウィッグとは君主制であれ共和制であれ貴族制であれ民主制であれ自由の支配を望むイギリス人のことである」(534)。「ウィッグは己の理念を行き着くところまで押し通さない。それは時間の仕事である。理念は蓄えられている。彼の妥協には段階と程度がある。結果が得られそうな時に原理原則に固執するのは停頓に他ならぬ。無用の障害を作り出すものだ。時に委ねよ。時間の働きはウィッグの体系に組み入れられる」(535)。「ウィッグは彼らの長きにわたる権力保持を、保守的原理への数多くの譲歩によって購ってきた」(535)。「ウィッグ：妥協が基調である。対立する諸利害を調整せよ。破壊でなく改革。相互の寛容と両立しないいかなる絶対的教義をも避けること」(537)。「ウィッグ理論は、原理原則が支配するであろう時を望んでいた。だが、その到来を早めようとはしなかった。各世代において過去のウィッグの傍らに未来のウィッグが見て取れよう。— 妥協を伴った原理 — 穏やかな伝統による進歩的精神」(537)。より現代的な語と概念である「自由主義者」との異同は次のごとし。「いかにしてウィッグを自由主義者から区別するか。一方は

実際の、漸進的で妥協の構えもある。他方は哲学的に原理原則を追求する。前者は哲学を目指す政策であり、後者は政策を求める哲学である」(542)と。ウィッグと自由主義者は、実践性と原理性の相違を見せつつ、自由の保全と拡張を希求する点において相互補完し合いつつ共通する立場といえよう。役割分担さながら、しばしば前者は政治家で後者は思想家である。「ウィッグは本質的に統治者である。あらゆる責任、慣行、伝統を備えている。自由主義者は本質的に公職を担当しないことを選ぶ在野人である」(542)。「ウィッグは妥協により統治する。自由主義者は理念の支配をもって始める」(542)<sup>2)</sup>

ウィッグの最良の代表者としてアクトンの称賛的となる人物はバーク(Edmund Burke, 1729-1797)である。「バークはごく少数の偉大な政論家の中でも傑出している。なぜなら彼は、人民主権とか王権神授説、原始契約、自然法、そのほか己の一知半解ぶりを曝け出してしまうようなありとあらゆる一般的諸原理と関わり合うことを拒み、人々にその望むところを矛盾なく保持させながら、内実ある自由を現実に保障することのみを孜孜として追求したからである」(539)。「革命—自由の敵—を拒むことにおいて正しいバーク」(540)。「できるだけ正義を損なわないように行動する、行動の人がいる。できるだけ利益を損なわないようにする正義の人もある。バークは両者の間にある」(540)。「ウィッグは政治家であって後に哲学者となった。時宜に応じたその便法は、普遍化を志向する体系へと変容した。一世代の理念とて時を超えて有効であると判明した。この変化を達成した人物こそバークである」(539)。

## 注

- 1) 拙稿「アクトン文書とその政治思想(一)」(『愛媛法学会雑誌』第21巻第1号、平成6年7月)に2カ所の誤記があるので、訂正する。76頁13行目で、正しくは「アクトン・トクヴィル協会」である。95頁2行目で、正しくは次の一節となる。「他方では保守主義の肯定的要素とともにその自由主義的側面が強調されると同時に自由主義の保守主義的様相が力説されるという具合にである」。なお、再説するに「アクトン文書」とは、従前は未公開であったアクトンの手稿の集積である。*Selected Writings of Lord Acton vol. III* (ed. J. Rufus Fears, 1988, Liberty Classics), pp. 487-686. 引用文の末尾の数字は同書のページ数である。

2) ハイエクは自らの立場を「旧ウィッグ」と称している (F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty*, 1960, Routledge and Kegan Paul, pp. 397-411)。「旧」の字は、ハイエクの時点から見て「かの旧来の」という含意である。アクトンの用法の「ウィッグ」とその意味内容が重なる。

### 第3章 民主主義, 社会主義, ナショナリズム

#### 第1節 民主主義への両面評価

民主主義には非自由主義的の局面と自由への契機とがともどもに存在する。

まず、その非自由主義的の局面について。多数決原理 — 多数者の支配 — という民主主義の論理が専ら貫徹されるならば、由々しき事態が生じよう。権力の集中や多数者の専制による権力絶対化の出現であり、多数者の数のみを持たず衆愚政治と暴民支配の現出がこれである。

アクトンには民主主義の危険性の認識がある — 純粹民主主義批判である。「良心の理論。絶対主義に対する主たる防御, 民主主義に対する一つの防御」(505)。「一人あるいは少数者の支配は力の支配でなく、力に代わるある理念による支配である。道徳的支持が赤裸々な力の乏しさを補っている。これが単なる力と同視できぬ権威というものである」(510) — 言い換えると多数者支配である民主主義も「理念」や「道徳的支持」を伴わなければ単なる「赤裸々な力」に過ぎぬということになる。「人民に対しては自身の意志の他に法がなければならぬ」(555)。「民主主義。諸々の制度が民衆を至高の権力から保護する場合もある。だが、政府が全人民を代表し圧倒的多数の意志に沿って行動する時、そこではいかなる制度が政府から個人を保護できるだろうか? ここに自由の大問題はいっそう困難となる」(555)。「政府が国民の集合的意志を表明させられるとすれば、抵抗しうるものは何もなくなる。あらゆる妨害が一掃されているのだ。少数者は騒擾か革命以外に何らの避難ないし救済策も有さない」(556)。

人民の知識水準と自治能力と資質に関する不信感 — 衆愚の危惧が窺えもする。「人民 — 選挙民は、勢力均衡, 植民地貿易, 銀行問題, 通貨問題といった

政策を決定するには全く無能力である。彼らには情報が無い。彼らに知らせる方法がまるでない。彼らは自分たちの議員を選ばねばならぬ。選出しつつ、最上と考える仕方では彼らを活動させねばならない」(513) — 直接の自治の能力を欠くとの理由からの代議制の消極的要請ともいえる。「民主主義は周知の通り、奴隷制、帝国主義、征服戦争、宗教的不寛容、暴政、無知における平等を育んだ」(556)。「人民に委ねられる事柄が多いほど、悪しき影響力の勝利せぬよう益々の警戒が必要となる」(557)。

権力絶対化の危険についてである。民主主義それ自体の論理からは権力分割の要請は出てこない。権力の無制限化に進みやすい。世論の絶対視と合わせてみれば尚更である。「民主主義は一般に権力を独占し集中させる」(556)。「ウィッグ：自由をその目的とした最初の党派。それゆえ民主主義に反対する。そこで戸を閉じる。諸要素の結合を望む。それが権力の分割である。分割されない権力は制限なき権力である。その限りでウィッグは貴族制への潜在的な傾向がある」(534)。「人民が司法部を統制すれば、権力分立は潰え去ろう」(555)。「民主主義の耐え難さ。絶対主義の方がしばしば耐えやすい。君主制は民主制の持たぬ抑圧手段を持っている。それは躊躇なくある行動を処罰できる。民主主義は世論を抑える手段を何ら持たぬ。社会の世論が腐敗しておれば、それは世論全体が良しとする行動を処罰できない。その陪審員は悪人に共鳴するやもしれぬ」(555)。「民主主義は軍事的専制がそうであるように最強者の支配である。このことが両者を結びつける絆となっている。それらは粗暴な統治形式であり、権力と権威とが一致しているから当然に恣意専断的である」(556)。

アクトンは意味深長にも論じる。民主主義化は進歩であるとは限らぬし、自由はもとより民主主義の関心事ではないのだ、と — 「トクヴィルは、世界の進歩は本質的に民主主義化であると、言っている。さて、そうした一般化が確実に為されうるのは、その過程が我々にすっかり明瞭である諸国民からのみであろう。現存の政体については精査はできない。疑いもなく古代諸国民の進歩は民主的であったが、その民主主義の過剰によって彼らは滅亡した。民主主義が

彼らの政治的存在を破壊し、やがて民族的存在の破壊がこれに続いたのだ」(553)。<sup>1)</sup>「民主主義は専制支配へと向かいやすい。なぜといって旧来の権威と自由の体制は、大衆のためにほとんど何もしなかったからだ。彼らはさながら全くの無知と赤貧とに置かれている。4人の貧しき子供が1人の富者のために死ぬべく目論まれている。犯罪の温床となり、公的活動を疎んじる。こうした状態を変えるには強大な力が要求されよう。人民の幸福は自由にはない。自由は大衆にとって何ら益するところはない。大衆は進歩、富、慰安を求めている。自由は進歩の障害である。民主主義はその目的と力において社会運動と結びつきながら勝ち進んでいくからである」(554)。

他方で、民主主義には自由への契機が孕まれてもいる。民主主義は権力の主体いかに問題をしつつ多数者がその担い手たるべしと解答する立場であり、自由主義は権力の主体いかに問わず一たとえ多数者がその担い手であっても一およそ権力の制限を求める立場である。相異なる問いへの相異なる答えである。それゆえに両者が論理必然的に対立するとか両立するとかという構図にはならない。自由なき民主主義と自由民主主義とがあり得るわけである。

「なぜ民主主義か？ それは大衆に与えられた自由を意味する。強力な民主主義のないところ、自由は支配しないのだ」(549)との一節は、自由民主主義を支える正義感の表出であろう。

さて民主主義は過剰となり自由の抑圧とともに自己崩壊を遂げるおそれが常にある。それを防ぐには、第1に、然るべき権力分立の制度の構想が必要となる。その脈絡でアクトンは次のように代議制と第2院と連邦制とを意義づけている。「直接民主制は無制約である。代議制民主主義は相互の抑制を創り出す。それゆえ後者は原理上ルソーの理論よりも高度である」(554)。<sup>2)</sup>「民主主義は代議政体を破壊する傾向がある。人民投票、人民発案、少数派の圧殺。[救済策は] 強力な第2院である。アメリカのプランがこれであった」(555)。「自由は権力分割に存する。民主主義は権力の統一に向かう。…[中略]…増強する民主主義を見るに、制限を宗とする連邦制こそ、権力集中と中央集権に対する唯一可能な抑制であろう」(558)。「連邦制。民主主義への唯一の障害物」(558)。

「連邦制は民主主義への最良の抑制物である。それは中央政府に対し制限された権力を帰す。それゆえ全ての権力は制限される。多数者の絶対権力を排除する」(558)。

第2に、健全なる世論の長きにわたる涵養が眼目となる。かかるものとしての世論には一定の信頼感がある。「制度や法は政治家の天才に根ざしているのではない。人民の世論に根ざすところ大である。が、人民の世論は緩慢に成長する植物さながらである。それは著しく習慣に影響され過去へと執着する。政治家は一般に遙かに進んでいるから、託宣に伺いを立てる時、直近の世代の声を聞くのである」(569)。「我々の偉大な進歩は、世論の力と光のうちに在る。外交と戦争においては最悪の導き手としても。概して最初は悪いが、永続的に見ればまず悪くはないのだ」(569)。「世論は支配する — 常に緩慢に。天才が支配するならそれは迅速かつ強力ではあろう。が、人民の確信が熟するまでには長い時間を要する。ゆえに法は、公衆が法について十分に了解するまで、真理が広く行き渡るまで、変更されてはならない」(569)。「法はそれを生み出した感情の活力によって維持される。法がそこから生じてきた確信なり条件なりが消滅すれば、法とてそれに続こう。これこそトクヴィルが、世論の状況は法以上に重要だと語る際に、意味していることなのだ」(514)。

#### 注

- 1) Alexis de Tocqueville (1805-1859)
- 2) Jean-Jacques Rousseau (1712-1778)

## 第2節 社会主義への両面評価

自由にとっての両面性はここにもある。民主主義が多数者の支配と政治的平等の達成の勢いを駆って、多数者の意志の絶対性の下に少数者の自由を否定する道に走るか、自由の価値を自認しつつ自由の享受の多数者への拡充を志向するかによって、自由なき民主主義と自由民主主義とが峻別されるとすれば、社会主義についても論理の流れは同様である。「政府は人民のために存する。同

様に富者は貧者のためにある。民主主義は『全ては人民のために、全ては人民によって』との格言を導いた。人民が権力に望むのは安楽である。重力の中心が大衆、貧民階級にあるとすれば、権力は彼らの利益のために用いられよう」(562)。

社会主義には種々の要因から非自由主義的な特性がある。社会主義への誘引は得てして人道的な心情に発している。「唯物論的社会主義は貧者のために歴史を改善しようとする。彼らの最良の著述家たるエンゲルスは我々の工場制度の非道さを知らしめた」(563)。『イギリスにおける労働者階級の状態』のように労働者の劣悪かつ不当な現況に対する熱く純たる怒りから活動を始めたエンゲルスは、やがてマルクスと一心同体にマルクス主義の布教者となり、ひいてはマルクス・レーニン主義の現出に寄与することになる<sup>1)</sup>。まことに「地獄への道は善意で敷き詰められている」次第である。

社会主義には確かに訴求力があり、それだけに自由にとって陰險な敵となりうる。「自由と妨害者との一そして偽装した敵との抗争。これは勝利の時に現れ、その果実を奪い取る。(1)権力欲、(2)平等、(3)共産主義、(4)無宗教である」(500)。「自由は己が制圧した敵ばかりでなく、その勝利の果実を奪い取る不実の友をも持つ。絶対的民主主義、社会主義がこれである」(500)。「社会主義。自由の敵の中でも最悪である。なぜなら、それが己の約束するところを達成しようとすれば、次のごとき世界のために立ち働くことにならうからである。すなわち、自由の諸利益が色を失い、己が恩恵を与えてやったと声高に主張する恩人に人類が挙げて忠誠を誓う世界である」(561)。

その訴求力の論理と心理、それに基づく危険性が指摘される。「今世紀は自由がかつて遭遇した中でも最も恐るべき敵、つまり社会主義の成長を見た。政治経済学が今日までのところ解決するのに失敗してきた問題を解決しているが故に、それは強大である。その分配のあり方を損なうことなしに富の増大がもたらされるべき方途いかんがこれである。物言わぬ貧しき大衆が必要とするのは、彼らが享受しえぬ政治的特権などではなく、安楽—それなくしては政治的影響力も嘘いつわりであるような安楽だということ、これは真実である。そ

れは一切の政治の営みを軽蔑する。それは大々的な専制によってのみ実現されよう」(561)。「富の少数者支配によって破壊された政治的平等。富者から奪うことなしに富から権力を奪うことは不可能である。このようにして平等は社会主義へと到り着く」(562)。「自由と平等との衝突。享受の平等が至上。そこから共産主義が登場する」(562)。「社会主義はたやすく専制を受け容れる。権力の最強の行使を要請する — 所有権に介入するくらいの十分な権力である」(562)。「インカ人は正確な人口調査統計を有していた — スペイン人には知られていなかった事柄。共産主義的な土地の分配がそれである。つまりはこの世で最も恐るべき専制だ」(562)。「共産主義理念が進展するにつれ、自由への制約は増大する。文明が進歩するにつれ、自由は低落する」(562)。

自由社会主義の契機である。社会主義の道義性がある。「社会主義。旧約聖書は富者を守る。新約聖書は貧者を守る。一方は財産に味方し、他方は貧困に味方する」(563)。自由なき社会主義への動機ともなりうる点で“両刃の剣”なのではあるが、やはり人道的な憤りに発する社会正義の感覚がある。「財産は社会形成に役立った。しかし、それは不平等な法と不公平な自由をもたらした。この不平等、この不公平は、良心によって徐々に修正された。政治社会の教育は財産とともに為された。その完成は良心によってである。前者は自由を特権と為し、後者は権利と為した。前者は既得の排他的権利と為し、後者は自然的・普遍的権利と為した」(572)。「財産は最も神聖な権利ではない。富者が貧乏になっても、それは不運であって道徳的な悪ではない。貧者が極貧となるや、それは道徳的な悪であって、社会や道徳に由々しき帰結をもたらすこと甚大であろう。それゆえ、最後の手段として、貧者は富者の富に要求をなしうのだ。貧困の非道徳的・反道徳的作用から彼らが解放されるであろう限りにおいて」(572)。

貧困ないし貧富の格差という実態は克服されねばならない。貧者への眼差しと弱者救済の心情からする福祉の要請が、社会主義の一つの土台としてある。それは自由という果実を確保し享受しうる実質的条件を模索しその実現を期するという点において、自由主義の発展形でもある。かつは平等への情熱が自由

への希望を押し潰すことのないよう深慮も必要とされる。「自由への障害は、政治的・社会的圧制に留まらぬ。貧困と無知もそうである」(499)。「貧者は富者と同様に自らの権利を持っている」(552)。「老人の寿命を延ばし、恵まれぬ子供を救い、傷痍軍人のような障害者の生存を促し、犯罪者を易々と執行人の手に委ねる代わりに何としてでも更生させようと努める理念。自由はその同じ理念の一部である」(499)。「労働者階級は財への侵害によって失うところのものは資本家よりもはるかに大きい。その保全にいつそうの関心を有している。なぜなら、一方にとって脅威となるのは、奢侈と贅沢の喪失であり、他方にとっての脅威とは必需品の喪失だからである」(552)。

アクトンの同時代にイギリスやヨーロッパ大陸において種々の社会主義の萌芽や成長が見られた。後の世界史上での展開において、自由なき社会主義—マルクス・レーニン主義、共産主義の出現と、自由社会主義—キリスト教的社会主義なりイギリス労働党の流儀の民主社会主義なりの発達とが、ともどもに実見されるに至った。アクトンの一連の言辞が予言者的な響きを帯びる所以である。

#### 注

- 1) Friedrich Engels (1820-1895), *The Condition of the Working Class in England* (1844)

### 第3節 ナショナリズム批判

ナショナリズムを民族主義、それも単一民族国家主義と定義する限りでのナショナリズム批判である。なお、ナショナリズム (nationalism) という語は用いられず、民族 (nationality) の理論などと表現されている。nation や nationality は文脈によっては国民、国家でもある。

民族という存在それ自体には、個人の自由への背反性や適合性などという含意はない。それとしては中立的である。「法は地方的でもあり国家的でもある。自由は民族いかんとは関係なし」(493)。

国家の形態と民族の状況との組み合わせによって、国民 (個々人) の自由の

保障いかに差異が生じる。

多民族国家は国家統合に難点があるが、連邦制を取るなどすれば権力絶対化への予防ともなる。「民族の相違（相異なる民族の存在）と官僚制的中央集権とは、両極であり相互に拮抗する。中央集権は相異なる諸民族を単一の帝国へと束ねる必要がある。民族の相違は他方で中央集権に対する最強の障害を設ける」（559）。「民族 — 元来は真に自由主義的な観念である。それはオーストリアに連邦制をもたらした。連邦制の理念を生み出した」（560）。

民族性の共有 — 国家形成の主体が単一民族であること — は、国家統合を容易にし、異民族間に起こりがちな深刻な利害対立を避けられるなどして、言論の自由と政権交代の周知のルールに基づく代議政体を確立しやすい — 「政府の境界が民族のそれと大体において一致すべきことが、一般に自由な制度の必要条件である」<sup>1)</sup> とのミルの所見がある。「国民 (Nationality) — 国家は諸個人の意志を吸収するかその上に立つ。諸個人は国家に従わねばならない。服従は容易に為されなければならない。全員が同じ過去により形成された一つの民族と民族性 (character) から成るとき、服従は最も容易である。そのとき調和が、努力や抑圧や暴力なしに、容易に確保されやすくなる」（560）。

他面において、民族の一体性とそれに基づく国家形成の要請は自由への脅威となりうる。「民族 (Nationality) は、慣習や無思慮な習慣の大いなる運搬者であり、個人を抑圧する思想を伝播する。良心は人々にこの全てに抵抗しそれを破棄する力を与える。民族は区別して扱われなければならない。それは常に自由主義的あるいは保守的というわけではない。民族の境界が国家の境界の外にある時、民族は危険な存在であろう。内にある時は健全であるように」（560）。民族の統一の名の下に他国（隣国）への侵攻とその併合が正当化されかねない。

思考の自問自答の記録たる「アクトン文書」での両義的な言辞とは異なって、公表された論攷「民族」<sup>2)</sup> では、自由にとっての単一民族国家論の危険性の認識と、多民族国家への支持の念が明瞭となっている。単一民族国家は国内に不可避に含まれる少数民族に対して過剰な同調圧力として作用するおそれ、

つまり少数者の自由を抑圧する危険があると論じた上で、アクトンは以下のよう  
に結論する。「多民族国家の真骨頂は、それが画一性にではなく多様性に、  
統一にではなく調和に向かうことにある。それが恣意的な変化をでなく政治生  
活上の既存の諸条件を注意深く尊重することを目指すにある。さらに、理想的  
未来の鼓吹にでなく、法や歴史の結果に従うことにある。統一の理論が民族を  
暴政や革命の源泉とするのに対し、自由の理論は民族を自治の砦、国家の過剰  
な権力に対する最強の制限とみなす。私的諸権利は、統一のために犠牲に供さ  
れるが、諸民族の結合によってかえって保全されるであろう。多民族という共  
同体ほど、中央集権化や腐敗、絶対主義の諸傾向に対して、有効に抗しうる権  
力は他にないのである。何故とって、それは一国家の中に含まれうる共同体  
で最大のものであり、その成員に対して性格や利害、見解の一貫した類似性を  
刻印しながら、まちまちの愛郷心を作用させることによって、主権者の行動を  
掣肘するからである。同一の主権者の下で現存する相異なつた諸民族は、国家  
の中での独立した教会と、その効果において酷似している。…自由は多様性を  
よびおこし、多様性は有機体の流儀をもって自由を守り抜く。…同一国家の下  
での複数民族の共存は、当該国家の自由の最善（ベスト）の保障であると同  
時に、その試金石（テスト）ともなりうる」と<sup>3)</sup>

アクトン没後の半世紀ほどに、*ein Volk, ein Reich* の呼号とともにナチスド  
イツのゲルマン民族至上主義の勃興と壊滅を見た。アクトンの言説はここでも  
予言者的な響きを帯びていたのである。

#### 注

- 1) John Stuart Mill (1806-1873), *Considerations on Representative Government* (1861), 引用  
は *The Dynamics of Nationalism* (ed. R. M. Brace, 1964) p. 4 から。
- 2) "Nationality" (1862) in *The History of Freedom and other Essays* (ed. J. N. Figgis and R. V.  
Lawrence, 1907), pp. 270-300
- 3) *Op. cit.*, pp. 289-290

## あ と が き

「一方ではカトリシズムから、他方では我々の国制の原理から導き出された政治哲学があるように思われる。前者はカトリックたちの一部の絶対主義から、後者は教条的な立憲主義 [すなわち大陸型の自由主義] から、それぞれ遠く隔たった体系である」(659)。「区分は自由の友か否かにある。原理上これは永続的で根本的で決定的である」(542)。

以上は「アクトン文書」の政治思想を端的に示す言辞である。キリスト教—カトリシズムを基盤としつつ、イギリス型の自由保守主義を貫く立場。公刊されたアクトンの著作に展開される「自由の政治思想」は、その試行錯誤の自己内対話さながらの証跡たる手稿群においてもまた縦横に窺うことができるのである。